

議会の情報化による審議の充実等を通じた
政策提案・提言機能の強化について

平成30年3月
議会運営委員会
議会改革検討小委員会
作業部会

目次

1	検討の経過	
(1)	村田議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	作業部会の設置及び調査研究の成果	1
ア	小委員会及び作業部会の設置	1
イ	小委員会での検討の経過（作業部会関係）	1
ウ	作業部会での調査研究の経過	2
2	調査研究の項目及び検討の進め方	
(1)	平成28年度議会改革検討小委員会の検討結果の確認等	2
(2)	調査研究の項目	2
(3)	調査研究における検討の進め方	3
3	調査研究の結果	
(1)	情報端末の審議への活用について	3
ア	総括	3
イ	具体的な実施方法について	5
(ア)	平成30年度からの試行的取組について	5
(イ)	将来に向けてのICT活用の方向性について	6
(2)	モニター、スクリーン等の表示装置の審議への活用について	9
(3)	府議会の情報化に関するその他の意見について	10
ア	府議会のロビーの情報化について	10
イ	その他	10
4	平成30年度の試行的取組に対する検証	10

1 検討の経過

(1) 村田議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められる。

平成29年7月3日、村田議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、次の3つの事項の実施検討について諮問が行われた。

- I 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
- II 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
- III 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

(2) 作業部会の設置及び調査研究の経過

ア 小委員会及び作業部会の設置

村田議長からの諮問を受けた議会運営委員会においては、平成29年7月4日、Iの諮問項目については広報広聴会議において検討を行うこと、IIの諮問項目については議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を行うこと及びIIIの諮問項目については理事調整会議において検討を行うことが決定された。

併せて、IIの諮問項目のうち情報通信機器の使用など情報化に関する技術的事項については、小委員会の委員5名で構成する作業部会（以下「作業部会」という。）を小委員会に設置して調査研究を行うことが決定された。

イ 小委員会での検討の経過（作業部会関係）

平成29年7月4日に開催された初回の小委員会においては、秋田公司委員が委員長に選任されるとともに、秋田委員長から、作業部会の委員5名（尾形賢委員、磯野勝委員、加味根史朗委員、田中美貴子委員、小鍛治義広委員）が指名された。

平成29年9月29日、小委員会では、Ⅱの諮問項目に関し、諮問の趣旨に応えるための具体的な検討項目（論点）として、次の①から④までの項目を選定した。このうち、④の検討項目については、先行する作業部会での検討状況を踏まえ、作業部会で調査研究を行う項目とした。

- ① 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進
- ② 議会基本条例の検証
- ③ 委員会における政策提案・提言機能の強化
- ④ 【作業部会関係】議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化

ウ 作業部会での調査研究の経過

平成29年7月4日に開催された初回の作業部会においては、尾形賢委員が部会長に選任され、以来、計8回の作業部会による討議及び管外調査（平成29年11月15日及び16日（於：大阪府議会、神奈川県議会及びソフトバンク株式会社））の実施により、上記④の検討項目に関し調査研究を行った結果をここに報告するものである。

2 調査研究の項目及び検討の進め方

(1) 平成28年度議会改革検討小委員会の検討結果の確認等

作業部会においては、Ⅱの諮問項目にある「政策提案・提言機能を一層高める」という村田議長からの諮問趣旨に応える調査項目の選定に当たり、情報化に関する技術的事項についてのこれまでの府議会での検討状況及び他府県での議会の情報化に関する取組の実施状況を概観した上で行うことが必要と考え、まずは次の内容について確認した。

ア 議会改革検討小委員会「政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問質疑や常任・特別委員会のあり方に関する検討結果」（平成29年3月6日議会運営委員会答申）

3 検討結果（一部抜粋）

(1) 小委員会として意見が一致した当面の検討課題について

③ 議場・委員会室における補助的な機器の使用等について

基本的には、パソコン・タブレットの持込みを認める方向で、使用機器・使用場所・使用目的等を含めて、さらに検討を深めてはどうか。また、モニターの導入等についても検討を進めてはどうか。

イ 他の府県議会での情報化に関する取組の実施状況

(2) 調査研究の項目

作業部会においては、(1)の確認等を踏まえ、次の項目について調査研究を行った。

- ア パソコン、タブレット等の情報端末（以下「情報端末」という。）の審議への活用について
- イ モニター、スクリーン等の表示装置の審議への活用について
- ウ その他の情報化の取組について

(3) 調査研究における検討の進め方

作業部会においては、次の考え方を基本として、調査研究を進めることとした。

- ア これまでの府議会の検討を経過を踏まえること。
- イ 目的を明確化し、実効性のあるものとする。
- ウ 先進議会の取組及び最新のシステムを調査し、効果的なものとする。

3 調査研究の結果

(1) 情報端末の審議への活用について

ア 総括

近年、パソコン、タブレットやスマートフォンをはじめとする情報端末については、端末保有者数の増加とこれに伴うICT（Information and Communication Technology）の急速な進展により、調べたい情報の検索・閲覧ツールとして、メモ帳やスケジュール帳等に代わる記録・情報管理ツールとして、多様なアプリケーションやクラウドサービス（注）等のICTツールを利活用するためのポータル端末として、日常生活や社会生活の様々な場面で活発かつ有効に活用されており、今後も、これらのICTを活用したサービスは、ますます充実したものとなることが見込まれるものである。

(注)「クラウドサービス」とは

クラウドサービスは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものです。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができます。

これまで、利用者はコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していました。しかしクラウドサービスを利用することで、これまで機材の購入やシステムの構築、管理などにかかるさまざまな手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがあります。

クラウドサービスは、企業が情報資産を管理する手段として急速に普及しています。また、個人が利用するインターネット上のさまざまなサービスが、意識するかどうかにかかわらず、クラウドサービス上で稼働するようになっています。

クラウドサービスを利用する場合には、データがクラウドサービス事業者側のサーバに保管されているということ、インターネットを介してデータなどがやりとりされることなどから、十分な情報セキュリティ対策が施されたクラウドサービスの選択が重要であるということを理解した上で利用することが大切です。

（総務省「国民のための情報セキュリティサイト」用語辞典より引用（抜粋））

このような情報化社会の進展の状況に鑑みると、情報端末が有する高い機能（インターネットを經由して情報端末を通じて提供される機能を含む。）を活用した質の高い議員活動が行われることが府民に期待されていると考えられるが、現在の府議会においては、例えば、審議のために議員が情報端末を委員会に持ち込み、使用するための取り決め・ルール作りについても未整備の状態にあり、平成28年度の議会改革検討小委員会の答申においては、基本的には情報端末の持込みを認める方向で検討を深めるよう提言があったところである。

作業部会では、このような状況・経過・背景を踏まえ、調査研究を実施した結果、情報端末の活用のあり方に関し次のとおり提案する。



- 府議会は、府民の期待や情報化社会の進展の状況に対応するため、議会の情報化の取組を進め、ICTのメリットを生かした審議の充実及び進行の円滑化を通じて、政策提案・提言機能の一層の強化を図る必要がある。
- その実現のためには、府議会としては、まずは、ICT活用の第一歩として、平成30年度から、希望する議員が議員活動に使用しているタブレット等の情報端末を委員会の審議に活用すること等を試行的に認めるところから議会の情報化・ICT化の取組を開始し、その後、試行の実施・検証の状況や先進議会の取組も参考としながら、更に将来に向けて府議会のICTの活用のあり方・進め方を検討するなど、段階的かつ着実に、議会のICT化を進める必要がある。
- ICTのメリットを生かした審議の充実及び進行の円滑化については、京都府議会基本条例（平成22年京都府条例第44号）第15条において「議会は、その権能及び機能を最大限に発揮しながら、合議制の機関として審議の充実と能率的な運営に努めなければならない」として「議会の運営の原則」を定める規定の趣旨に適うものであり、府民の期待に応えるものといえる。
- 平成30年度から開始する情報化の試行的取組を、委員会の審議の充実及び進行の円滑化に確実につなげていくためには、ICTを活用した将来の議会のあり方も見据えながら、委員長をはじめとする各委員の理解の下に、柔軟かつ実効的な試行と検証が行われることが欠かせないと考える。
- 作業部会においては、これらを実現するための具体的な実施方法について、以下のとおり提案する。

イ 具体的な実施方法について

(7) 平成30年度からの試行的取組について

まずは、ICT活用の第一歩として、平成30年度から、次の実施案により、希望する議員が議員活動に使用しているタブレット等の情報端末を委員会の審議に活用すること等を試行的に認めるよう提案する。

① 使用の目的

情報端末の活用により、会議における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを使用の目的とすること。

② 対象者

出席議員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）とすること。

③ 対象機器

次に掲げる情報端末（インターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）の対象会議への持込みを認めること。なお、従来型の携帯電話については、対象としないこと。

- a タブレット端末
- b ノートパソコン
- c スマートフォン

④ 対象会議

審議の充実及び進行の円滑化を図るという目的に鑑み、次の会議を情報端末の持込みを認める対象の会議とすること。

- a 委員会
- b 京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）第122条第1項に規定する協議の場等

なお、本会議については、情報端末の持込みの対象の会議としないが、今後の議会のICT化に向けた課題として引き続き検討すること。

⑤ 対象とする行為等

議員が、情報端末が有する高い機能（インターネットを經由して情報端末を通じて提供される機能を含む。）を十分に活用し、審議の充実等に生かすことができるよう、次に掲げる行為等を認めること。

- a あらかじめ情報端末又はインターネットサーバ上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
- b 議事に関する資料等について、インターネットを利用して行う検索
- c 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用

⑥ 注意事項

情報端末を使用する者は、次に掲げる注意事項を遵守すること。また、委員長又は協議等の場の主宰者は、議事運営の支障が生じないように、必要な注意喚起を行う等により、この注意事項を遵守させること。

- a 次に掲げる情報端末の使用は、認められないこと。
 - (a) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (b) 議事に関係のない使用その他目的に照らして必要のない使用
 - (c) 議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他府民の目から見て疑念が生じるような使用※
- ※ スマートフォンについては、審議のために使用する場合でも、例えば、使用ごとにポケットから出し入れすると、府民の目からは、あたかも着信やメールの確認をしているように見えるので、机上に置いておくようにするなど、その他府民の目から見て疑念が生じないように、特に注意すること。
- (d) 委員長又は主宰者が使用を認めないこととしている場面での使用
 - b 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないように配慮すること。
 - c 委員長又は主宰者の許可なく、会議を撮影し、録音し、又は録画しないこと。
 - d 電源は、バッテリー対応とし、及びインターネットへの接続は、情報端末を使用する議員が契約するSIM接続のLTE（4G）対応とし、いずれの場合も必要な附属機器の準備及び使用は、使用者の責任で行うこと。

(イ) 将来に向けてのICT活用の方向性について

一部の先進議会においては、住民の期待や情報化社会の進展の状況に対応し、既に積極的なICTの活用が図られているが、近年、拡大しているICTの活用例として、いわゆる「ペーパーレス議会」の取組がある。

「ペーパーレス議会」とは、クラウドサービスを利用して情報共有基盤（クラウド型ファイル管理システム）を整備し、紙の資料の議員への配布に代えて、資料データを当該クラウドに保存し、議員は会議に持ち込んだタブレット端末からインターネットを経由して当該クラウド上に保存された資料データにアクセスし、情報端末の画面に表示された情報により審議を行うという「会議のペーパーレス化」の取組をいうものである。都道府県議会では、平成29年度において、神奈川県議会が全国で初めてこのシステムを導入したところである。

作業部会では、神奈川県議会等の先進議会を視察し、同議会において、議員の誰もが情報端末の高い機能を活用することができるようにするため、全議員にタブレット端末を貸与し、さらに、通信環境を改善するための議会棟へのWi-Fi環境の整備やタブレット端末の利用促進のための研修等の取組の実施など、ソフト・ハードの両面から必要な環境整備に取り組んでいる状況等について調査を実


施したので、当該視察調査の実施結果も踏まえ、将来に向けての府議会のICT活用の方向性に関し次のとおり提言する。



- 神奈川県議会等の先進議会におけるペーパーレス化・ペーパーレス議会の取組は、クラウド型ファイル管理システムなどのICTを議会の運営に最大限生かして、議員の情報収集の効率化並びに収集した情報の蓄積、整理及び活用を図ることができるようにすることで、一層の審議の充実及び進行の円滑化を図ろうとするものである。
- また、会議のペーパーレス化は、現在、大量に印刷されている議員配布資料を削減し、その作成・配布の業務に要する手間・時間に係る部分も含めて、経費の節減や関係職員の業務の効率化にもつなげることができるものとする。
- 府議会としては、これらのICTのメリットを十分に踏まえながら、「全ての議員を対象に、本会議も含めた更なる議会のICT化・ペーパーレス化を図られるようにすること」を将来に向けてのICT活用の基本的な方向性とし、今後も、(7)による試行の実施・検証の状況や神奈川県等の先進議会の取組も参考にしつつ、情報セキュリティ対策のあり方にも十分留意しながら、段階的かつ着実に、議会のICT化・ペーパーレス化を進めていくため、引き続き、次に掲げる方向性での検討をするよう提案する。
 - ① 情報端末の活用の有効性の理解を浸透させ、ICT活用の意識を醸成するための議員に対する研修その他の働き掛けの積極的な実施の検討
 - ② (7)による試行の実施・検証の状況や委員会における情報端末の活用の浸透の程度に応じて、会議システムアプリケーションを活用して会議のペーパーレス化に向けた委員会の運営を試行するなど、柔軟な試行の実施の検討
 - ③ 情報端末の活用と審議の充実等を確実に促す、委員会配布資料や調査情報（管外・管内調査の資料データ、議会活動支援情報など）のクラウドサービスを利用した情報共有の試行（執行部との連携を含む。）の実施の検討

【参考】府議会のICT化・ペーパーレス化に向けた行程表のイメージ

年度	ICT化・ペーパーレス化に向けた試行・取組	ICT化の検討課題
H30	<p>【ICT化の第1段階】</p> <p>◎委員会における情報端末の活用の試行開始 <委員会での持込み・使用の試行></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(試行の実施・検証の状況) (情報端末の活用の浸透の程度)</p>	<p>◎試行の実施・検証等を踏まえた、将来のICT化に向けての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修など情報端末の活用を浸透させる取組 ・会議システムアプリを利用した会議のペーパーレス化に向けた委員会運営の試行 ・クラウドを活用した情報共有の試行（執行部との連携を含む。）
H31 ～	<p>【ICT化の第2段階】</p> <p>◎ペーパーレス化に向けた委員会運営の施行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(試行の実施・検証の状況) (紙との併用から順次、ペーパーレスへ)</p>	<p>◎更なるICT化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での試行を踏まえた本会議の試行の検討 ・モニター、スクリーン等の整備・活用のあり方 ・府議会ICT化の実施計画（ソフト・ハード）の検討 等



府議会のICT化・会議のペーパーレス化の実現
 (ICTのメリットを審議の充実等に最大限生かす府議会)

(注) 試行の期間・ICT化の課題の検討の進め方など、議会のICT化の取組スケジュールについては、平成30年度からの試行の実施・検証の状況や浸透の程度に応じて、柔軟に対応する必要がある。

(2) モニター、スクリーン等の表示装置の審議への活用について

府議会では、本会議や委員会の質問は、口頭によることを原則としているが、図表、写真、現物等、言論で表現しがたい場合に限っては、質問の補助手段として、これらの資料等を本会議や委員会に持ち込んで使用することを認めている。

これを受け、図表や写真等をパネルに貼り付け、又は印刷したものの持込み・使用が、議員の希望に応じて行われているが、最近では、ノートパソコン、タブレット端末等の情報端末から、本体又はインターネット上に保存された図表や映像、更には動画についても、モニター、スクリーン等の表示装置に映し出して使用することが容易にできるようになっており、平成28年度の議会改革検討小委員会の答申においては、モニター、スクリーン等により審議を充実させていくための検討を進めてはどうかとの提言があったところである。

作業部会では、デジタル表示装置を審議に活用している先進議会である大阪府議会及び神奈川県議会の視察結果も踏まえ、当該表示装置の審議への活用に関し次のとおり提案する。



- 情報端末から出力させたデータをモニター、スクリーン等のデジタル表示装置に映し出して、議員の質問の補助手段とすることは、審議の内容を分かりやすくするものであり、審議の充実等についてのメリットがあると考えます。
- 一方で、大阪府議会及び神奈川県議会の本会議場のデジタル表示装置は、対面式演壇が採用されているために必要として整備されたものであるという事情があり、また、委員会室の場合には、府議会では可搬型のスクリーンも審議に利用されているところであるが、情報端末の活用について試行を開始しようとする現時点において、さらに、情報端末から出力させたデータをこのスクリーンに映し出して質問することができるようにすることは、平成30年度からの試行案の内容に含めてまで、早急に実施すべき課題とは、いえないのではないかと考えます。
- モニター、スクリーン等の表示装置により審議を充実させていくための検討は、平成30年度からの情報端末の審議への活用の試行・検証の状況も踏まえ、今後の府議会の情報化・ICT化の課題検討の中で引き続き検討を進めることとしてはどうかと考える。

(3) 府議会の情報化に関するその他の意見について

ア 府議会のロビーの情報化について

大阪府議会及び神奈川県議会においては、議会のICTの活用の一環として、ロビーの情報化にも取り組んでいるものである。

京都府議会のロビーでは、審議の状況についてはモニターによる視聴ができる状況であるが、会議の案内その他の広報は、紙を貼り付けて周知を図るという従来からの方法が採用されているので、今回、府議会の情報化・ICT化を進めるに当たっては、その一環として、先進議会の取組も参考に、府民向けの電子看板（デジタルサイネージ）を設置してはどうか。

イ その他

今回、府議会においては、ノートパソコン、タブレット端末及びスマートフォンについて審議の充実等のための活用を試行的に開始しようとするものであるが、委員派遣又は議員派遣により実施されている管内調査・管外調査においても、委員会の審議の充実等につなげるため、情報端末の一層の活用が期待されるものである。

管内調査・管外調査においては、これまでからもタブレット端末やスマートフォン等の情報端末を、調査資料等の保存や視察先の記録（撮影）等のために活用しているものと認められるが、作業部会においては、委員会等での情報端末の活用の試行案として注意事項を整理したので、これと同様の趣旨により、この際、管内調査・管外調査での情報端末の使用についても、議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他説明者の信頼を損なうような使用等をするものがないように、使用者は十分に注意するとともに、委員長等は、調査の円滑な実施に支障が生じないよう、必要な注意喚起を行う等により、注意事項を遵守させるようにしてはどうか。

4 平成30年度の試行的取組に対する検証

平成30年度から開始する情報端末の審議への活用に係る試行的取組を、委員会の審議の充実及び進行の円滑化に確実ににつなげていくため、少人数で機動的な検討を進めることができる場（作業部会）等を活用し、試行の検証を行う。